

春日井市農業近代化資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者に対し融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、融資機関が貸し付けた農業近代化資金に係る利子補給に関する事項を定めるものとする。

(法律等の適用)

第2条 この要綱で定めるもののほかは、農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号）及び農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号。以下「政令」という。）、愛知県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年愛知県規則第16号。以下「県規則」という。）及び愛知県農業近代化資金事務取扱要領（昭和46年9月30日施行。以下「県要領」という。）によるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「農業者」とは、農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者をいう。

2 この要綱において「融資機関」とは、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号の事業を行う農業協同組合をいう。

(利子補給の対象となる資金)

第4条 利子補給を行う貸付資金は、農業者の資本整備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該農業者に対して貸し付ける資金のうち県規則別表に掲げる資金（以下「資金」という。）とする。

ただし、同一の年度内において同一の資金に対する利子補給は行わない。

(利子補給率)

第5条 資金の利子補給は、当該資金の貸付のあった日から3年間に限り行い、その率は政令第5条の利率から県規則第4条第1項の知事が定める利率を控除して得た率（年1.0パーセントを限度とする。）とする。

(交付の申請)

第6条 融資機関は、農業者に対して貸し付ける資金について、利子補給を受けようとするときは、農業近代化資金利子補給金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類

を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 利子計算書（第2号様式）
- (2) 県要領に定める農業近代化資金借入申込書の写し
- (3) 県要領に定める農業近代化資金利子補給の承認通知書の写し
- (4) 県規則に定める利子補給金計算書の写し

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは当該資金についての利子補給金の交付の決定をし、利子補給金交付決定通知書（第3号様式）により当該融資機関に通知するものとする。

（利子補給金の額の計算方法）

第8条 利子補給金の額は、第4条に定める資金の種類ごとに、第5条に規定する期間中の毎日の貸付最高残高を合算した額を365日で除して得た額に同条に規定する利子補給率を乗じて得た額の合計額とする。

（事業完了報告）

第9条 融資機関は、第7条の規定による利子補給金の交付の決定を受けた資金を貸し付けた農業者の当該資金に係る事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 県要領に定める農業近代化資金貸付実行報告書の写し
- (2) 県要領に定める農業近代化資金事業完了報告書の写し

（利子補給金額確定等）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該利子補給事業の成果が利子補給金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、その旨を当該融資機関に通知するものとする。

（融資機関の業務）

第11条 融資機関は、第7条の規定による利子補給金の交付の決定を受けた資金を貸し付けた農業者の当該資金に係る事業の実施状況を常に把握し、当該資金の用途を明らかにする書類その他の関係書類を整備しておかなければならない。

（報告の徴収及び調査）

第12条 市長は、第7条の規定による利子補給金の交付の決定を受けた資金について、必要があるときは、融資機関及び貸付けを受けた農業者に対して報告を求め、又は当該資金に係る融資機関及び当該農業者の帳簿、書類その他必要な物件等を調査することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和45年4月1日施行）は、廃止する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

春日井市農業近代化資金利子補給金交付申請書

平成 年 月 日

春日井市長 様

住 所

氏 名

印

平成 年度において別紙事業計画書のとおり事業を実施したいので春日井市農業近代化資金利子補給金交付要綱第 6 条により申請します。

1 利子補給件数 件

2 利子補給金額 円

第2号様式（第6条関係）

利子計算書

氏名					
期間	日数 ①	貸付残高 ②	積数 ③ ①×②	利子補給率 ④	利子補給金額 ⑤ (③×④)÷365

氏名					
期間	日数 ①	貸付残高 ②	積数 ③ ①×②	利子補給率 ④	利子補給金額 ⑤ (③×④)÷365

氏名					
期間	日数 ①	貸付残高 ②	積数 ③ ①×②	利子補給率 ④	利子補給金額 ⑤ (③×④)÷365

第 3 号様式（第 7 条関係）

農業近代化資金利子補給金交付決定通知書

春農第 号
平成 年 月 日

様

春日井市長 印

平成 年 月 日付け交付申請について、春日井市農業近代化資金
利子補給金交付要綱第 7 条により、次のとおり交付決定します。

利子補給金交付決定額 円

第 4 号様式（第 9 条関係）

事業完了報告書

平成 年 月 日

春日井市長 様

住 所

氏 名

印

農業近代化資金等利用による事業を完了したので、春日井市農業近代化資金利子補給金交付要綱第 9 条により報告します。